

高原 晶 先生 御礼下

いつもお世話になっております。

制度開始に当たりの全員のアンケートでは
反対が多いことがわかりました。

これは現在も変わりつつあるように思いますが、
日本産婦人科医会 香川県支部としては直接
反対制度については反対の立場をとっております。

色々とお世話になっておりますが、私たち全員の
意見として、中央に伝えるべきではないかと
思っております。

よろしくお願いいたします。

平成 22 年 8 月 17 日

森崎正幸



産科 宝マタニティクリニック
婦人科

〒851-0116 長崎市東町 1732-1
TEL 095-838-7117

- 10月1日からの直接支払開始について
 - 容認する
 - 容認できない
- 容認できない場合の理由について(複数回答可)
 - 準備が間に合わない
 - 事務手続きが煩雑である
 - 資金繰りがつかない
 - 高額の出金が必要になることに納得がいかない
 - その他
- 容認できない場合、いずれの条件が改善されれば容認可能ですか(複数回答可)
 - 事務手続きが簡素化されれば容認できる
 - 借入金利が下がれば、容認できる
 - 少しずつ直接支払を増やすことが可能なら、容認できる
 - 「直接支払制度」の利用が任意であれば容認できる
 - 開始が()か月延期されれば容認できる
 - いかなる条件を提示されても容認できない
 - その他
- その他、ご意見があればご記入下さい

郡市名	氏名	医療機関名(文書送付先)	提出	10月1日からの支払開始	容認できない理由	容認可能な条件	意見等
長崎市		婦人科医院	○	A			基本的には(今の世論の現状からいっても)賛成ですが、 ①資金繰りの援助策を早急にしてほしい ②現物給付になっても現行の分娩費が確保できることが条件です
長崎市		病院	○	A			
長崎市		レディースクリニック	○	B	A、B	A、G(現物給付につながるおそれ)	
長崎市		産婦人科医院	○	B	A、B、D	A、B(無利子で借入すべき)	
長崎市		病院 産婦人科	○	A			
長崎市		病院 産婦人科	○	A			患者さんにとっては一時金が上ることはいいことと思うのですが、手続きについては、前衆の先生は困られるようですね
長崎市		病院	○	B	A、B、C	A、B、C、D	
長崎市		産婦人科医院	○	B	B	A、D	
長崎市		産科婦人科レディースクリニック	○	B	A、B、C、D	A	
長崎市		クリニック					
長崎市		レディースクリニック	○	B	B、E(何故急にレセプトによる管理体制になるのか)	A(従来の申請ならいいが)	
長崎市		産科・婦人科クリニック	○	B	A、B	A	
長崎市		産婦人科	○	B	B、C	A、C、G(過剰申請について保険者側がもっと精査する必要がある)	
長崎市		産婦人科	○	B	B、E(現在の制度からの後退である)	A(現在と同等であれば)	現在の事前申請の運営どおりでできない場合は現状維持とすべし。それができないなら制度自体をボイコットするべきと考えます。強い態度で臨んでください。
長崎市		レディースクリニック	○	B	A、B	A	
長崎市		マタニティクリニック	○	B	A、B、C	A、D	医会本部は現金給付制度の維持を謳っているが、現実的には現物給付制度へと導くこの制度を導入する理由がわからない。
佐世保市		産婦人科診療所	○	B	A、B	A、D	
佐世保市		診療所	○	A			産科医療補償制度の場合と同じであるが、事務手続きをもっと簡素化していただきたい。(上記の際に、事務員増員を余儀なくされたが患者様への説明も含めると、より大変な手間が必要となります。)
佐世保市		産科婦人科医院	○	B	A(納得できる制度であれば間に合わせる)、E(この設問はこの制度における最も大事な事が抜けています。自由診療とは一体何なのでしょう?)	E	①この制度の創設の理由が不明確、未払いを無くすだけであれば、現行の「受取代理制度」の整備で済む事。この様な制度を1～2年で変えられては困る。 ②「受取代理制度」でも精算事務が多忙となっているのに、これ以上仕事を増やさないで欲しい。また、事務手続きがこれほど煩雑にするのは？自由診療にそぐわない。 ③何故、わざわざ内容のチェックをするのでしょうか？チェックする方も人、手間、費用がいるのでは？これも自由診療にそぐわない。 ④入金まで2ヶ月近く掛かるのに、何の配慮もないのは信じ難い。特に医会本部の執行部はその事に対して何の疑問も持っていないのは、また、それに対して抵抗の跡もないのは？ ⑤経済的には未払いが少々ある事より負担になります。 ⑥本当に未払いに対する施策とは考えられない、自由診療を保険診療へ変えるための布石としか思えない。 ⑦その他 制度自体に疑問や問題が山積みした欠陥制度です。また、自由診療を守るのであれば到底容認できない。産科医療補償制度もひどいが、この制度は産科の根幹を揺るがす事と認識しています。これをこのまま通すのは必ず、将来に禍根を残すと思います。
佐世保市		病院 産婦人科	○	B	B、D、E(事前申請で十分である)	F	事前申請(受取代理制度)であれば、入金までの期間は2週間～1ヶ月程度であったが、直接支払制度を利用すると2～3ヶ月かかると思われる。これは病院経営にはかなり負担になり、その意味からも何のメリットも無い。
佐世保市		産婦人科クリニック					
佐世保市		産婦人科医院	○	B	C	C	
佐世保市		レディースクリニック	○	B	A、B	A	



1. 10月1日からの直接支払開始について

- A. 容認する
B. 容認できない

2. 容認できない場合の理由について(複数回答可)

- A. 準備が間に合わない
B. 事務手続きが煩雑である
C. 資金繰りがつかない
D. 高額の借金が必要になることに納得がいかない
E. その他

3. 容認できない場合、いずれの条件が改善されれば容認可能ですか(複数回答可)

- A. 事務手続きが簡素化されれば容認できる
B. 借入金利が下がれば、容認できる
C. 少しずつ直接支払を増やすことが可能なら、容認できる
D. 「直接支払制度」の利用が任意であれば容認できる
E. 開始が()か月延期されれば容認できる
F. いかなる条件を提示されても容認できない
G. その他

4. その他、ご意見があればご記入下さい

都市名	氏名	医療機関名(文書送付先)	提出	10月1日からの 支払開始	容認できない理由	容認可能な条件	意見等
佐世保市		産科婦人科	○	B	A, B, C, D	A, C, D	末端の委員の意見が集約され本制度の再検討を強く希望します
佐世保市		病院	○	B	B	G(現物給付への導入にならないようにしてもらいたい)	現物給付への移行は是非避けてもらいたい
佐世保市		病院 産婦人科					
諫早		産婦人科医院	○	B	G, E(多くの産婦人科がギリギリ運営の状態で、2ヶ月入金待つ余裕はありません。)	G(現状で、やっと慣れて定着してきているので、このまま希望)	今までの方式で、請求先を一元化して欲しい。そうすれば、様式は同じで出来るので楽です。内容も国保の物がよい。
諫早		レディースクリニック					
諫早		レディースクリニック					
諫早		病院 産婦人科	○	B	A, B, C, D	A, B, C, D	
諫早		レディースクリニック	○	B	B, C	A, D	
諫早		産婦人科医院	○	B	A, B	A	
諫早		産婦人科医院	○	B	A	A	
大村市		産婦人科	○	B	B, D	A, B	・出産育児一時金直接支払制度に関しては、入院費不払の患者さんに苦慮している立場からは賛成です。 ・分娩料など多額の計算が多いので、詳しい請求書などになじまない部分が多い。
大村市		産婦人科医院	○	B	A, B	A, E(開始が2ヶ月延期されれば容認できる)	
大村市		産婦人科医院					
大村市		レディースクリニック	○	A			
大村市		医療センター 産婦人科	○	A			
島原市		産婦人科医院	○	B	A, B, C	A	休日、時間外、額面が多い分娩において、その支払が2~3日以後(ほぼ全額)になり、しかも無利子、借金の場合、高利子である。苦労のみが多い産科の廃業は近い。しかも少子化傾向!!
島原市		産婦人科医院	○	B(但し、直接支払そのものに対しては容認します)	B, D	A, B	4月1日からの「産科医療補償制度」も10月1日からの「直接支払制度」も産科医療機関を助ける目的でスタートしたのに、内容や手続きの煩雑など出てきたものは問題の多いものになっています。日産婦人会の指導力が問われます。
島原市		マタニティ病院	○	A			事務手続きを出来るだけ簡略化して欲しい。未収金が無くなると思うので制度的にはよいと思います。
五島		病院 産婦人科	○	A			
五島		病院 産婦人科	○	B	A, B	A	
五島		産婦人科医院	○	B	B, D	F	
東彼杵郡		産婦人科医院	○	B	B, C, D	A, B(無金利)、G(支払期間を1~3ヶ月後ではなくきちんと決めてほしい。書類送付から1週間以内とか)	現在の代理請求も社会保険によりかなりバラつきがあり困っています。レンタルビデオでも遅れば延滞料金を請求されますよね。税金に至っては財産の差し押さえを言われますよね。
西彼杵		レディースクリニック	○	A			
西彼杵		女の都病院					
西彼杵		産婦人科医院	○	B	A, B, E(厚労省が産婦人科団体と話し合わず、勝手に一方的に決める態度が容認できない)	F	このように開業産婦人科医を窮地に追い込めば、将来も産婦人科医は減少し続け社会問題になり、厚労省は困ることがどうして直ぐに分からないのであろう。
南高		産婦人科	○	B	A, B, D	A, B, D	
南高		病院	○	B	A, B	A, D	
南高		産婦人科					
北松浦		レディースクリニック	○	A			
北松浦		産婦人科医院	○	B	A, B, D	F	事前申請、産科補償の手続きにやっと慣れてつとあると云うのに、次から次へ医療でない部分を煩雑にするのは許せないと思う。
香焼		病院					
対馬市		病院 産婦人科	○	B	B	A	
対馬市		病院 産婦人科					
長崎大学		長崎大学病院 産婦人科	○	A			